

## 別紙1 機能に支障を生じる消防用設備等・特殊消防用設備等の代替措置に関すること

## 第1 消防用設備等・特殊消防用設備等

種類・区域	支障を生じる期間	代替措置の概要
○スプリンクラー設備 △階工事部分の全域	○月○日 ○時 ○分 ～○月○日○時 ○分	・消火器○本増設（設置位置は、別添え図面に記入する） ・屋内消火栓のホース増加 （△階2か所各1本増設）
○自動火災報知設備 △階工事区域内	○月○日 ○時 ○分 ～○月○日○時 ○分	・感知器を仮設工事し機能確保 ・発信機の機能確保
○非常ベル、放送設備 △階工事区域内	○月○日 ○時 ○分 ～○月○日○時 ○分	・仮設工事により機能確保 ・携帯用拡声器の備えつけ
○誘導灯 △階工事区域内	○月○日 ○時 ○分 ～○月○日○時 ○分	・移設し、機能確保
○避難器具（緩降機） △階工事区域○側	○月○日 ○時 ○分 ～○月○日○時 ○分	・移設し、機能確保

## 第2 管理の方法等

- 1 防火管理責任者及び警備員等による巡回の回数を増やす等、監視体制を強化する。（毎日○時間ごとに巡回を実施する。）
- 2 機能を停止する消防用設備等・特殊消防用設備等の種類、停止時間及び停止部分は、必要最小限にする。
- 3 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行う。営業時間が昼夜にわたる場合は、昼間に工事を行う。
- 4 防火管理責任者は、防災センター等に工事内容（機能が停止する設備等）について、連絡を密にする。
- 5 工事終了後、防火管理責任者が点検を実施し、再度警備員等による点検を実施する。
- 6 機能を停止する場合は、消防機関と協議する。

## 解説

## 第1 消防用設備等・特殊消防用設備等

工事施工上やむを得ず機能を停止する消防用設備等・特殊消防用設備等の種類・区域、支障を生じる期間及び代替措置等の概要について、例示及び次の事項を参考にして記入します。

- 注
- 1 スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増加する等、他の消防用設備等・特殊消防用設備等を増強すること。
  - 2 自動火災報知設備、非常警報設備又は誘導灯の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。
  - 3 屋内消火栓設備の機能を停止する場合は、消火器等を増強すること。
  - 4 消火器、非常警報器具、避難器具又は誘導標識の場合は、移設により機能を確保すること。
  - 5 自動火災報知設備に無線方式の中継機を設置した場合には、その旨を明記すること。
  - 6 移設場所を図面に記入すること。

## 第2 管理の方法等

工事に伴い、消防用設備等・特殊消防用設備等の機能に支障が生じる場合、次の事項に留意して、その対策及び管理の方法等を定めて記入します。

- 注
- 1 巡回の回数を増やす等、監視体制の強化を図ること。
  - 2 機能を停止する消防用設備等・特殊消防用設備等の種類、停止時間及び停止部分は、必要最小限にすること。
  - 3 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間とすること。ただし、ホテル及び病院等営業時間が昼夜にわたるものについては、できる限り昼間に工事を行うこと。
  - 4 工事施工責任者等は、防災センター等と連絡を密にし、停止する消防用設備等・特殊消防用設備等を相互に把握すること。
  - 5 工事終了後の点検を実施し、機能の停止をしなくてもよい消防用設備等・特殊消防用設備等については、復旧すること。

別紙2 機能に支障を生じる避難施設等の代替措置に関すること

第1 避難施設及び非常用進入口等

種類・区域	支障を生じる期間	代替措置の概要
○避難階段 工事部分西側階段	○月○日 ○時 ○分 ～○月○日○時 ○分	・誘導灯を移設し、表示を変更 ・工事部分東側屋外階段へ避難誘導
○非常用進入口 建物西側 (外装改修工事に伴い 足場を設置するため)	○月○日 ○時 ○分 ～○月○日○時 ○分	・足場外部メッシュシート上に非常用進入口の表示をする。 ・防音パネル部分は、外部から開放できる常時閉鎖の開口部を 設け、非常用進入口の表示をする。

第2 管理の方法等

- 1 工事部分等及び使用している部分に、避難経路図を掲示する。
- 2 避難誘導担当者及び工事人に対して、避難経路について周知徹底する。
- 3 できる限り二方向避難を確保する。
- 4 防火管理責任者は、避難階段、通路等及び非常用進入口付近に障害となる資材等が置かれていないかを、随時確認する。
- 5 作業時間帯の非常口は、瞬時に開放できるようにする。

解説

第1 避難施設及び非常用進入口等

工事施工上やむを得ず機能に支障を生じる避難施設等の種類・区域、支障を生じる期間及び代替措置等の概要について、例示及び次の事項を参考にして記入します。

- 注 1 避難階段、非常口等に支障を生じる場合は、他の避難施設等への避難誘導を行うこと。  
2 外装工事等で非常用進入口に支障を生じる場合は、足場外部メッシュシート上等に非常用進入口の表示をする等の措置をすること。

第2 管理の方法等

工事に伴い、避難施設等の機能に支障が生じる場合、次の事項に留意してその対策や管理方法等について定めて記入します。

- 注 1 避難経路図を掲出すること。  
2 工事施工責任者等は、避難誘導担当に周知徹底すること。  
3 二方向避難を確保するとともに、できる限り屋外階段への避難誘導をすること。  
4 工事施工責任者等は、常に避難経路に障害物が置かれていないかを確認すること。  
5 作業時間帯の非常口は、瞬時に開放できるようにさせるとともに、使用できない出入口には、その旨を表示すること。

## 別紙3 火災発生危険等に対する対策に関すること

## 第1 火気設備器具の状況及び火災の発生のおそれのある機械器具等

種類・数量	使用場所	使用期間・時間	設置方法等
○電気溶接機 2台	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	・使用の都度搬入し、可燃物のない不燃性床面に設置
○ガス溶断機 2台	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	
○トーチランプ 1台	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	
○高速カッター 1台	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	
○電気サンダー 1台	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	

## 第2 管理の方法等

- 1 使用する場合は、事前に防火管理者へ届出をし、承認を受ける。
- 2 器具等の使用前、使用後の点検を確実に実施する。
- 3 溶接、溶断作業等を行う場合は、火花が飛散する範囲内の可燃物を除去又は不燃性シート等による遮へいをしてから行う。
- 4 溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置する。
- 5 溶接、溶断作業等を行う場合は、監視員を配置する。
- 6 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。

## 解説

## 第1 火気設備器具の状況及び火災の発生のおそれのある機械器具等

火気設備器具の状況及び火災の発生のおそれのある機械器具等の種類・数量、使用場所、使用期間・時間、設置方法を例示を参考にして記入します。

## 第2 管理の方法等

工事に伴い、火災発生危険等のある火気設備器具を使用する場合、次の事項に留意して、その管理の方法等を定めて記入します。

- 注
- 1 火気設備器具及び火災の発生のおそれのある機械器具等を使用する場合は、事前に防火管理者、工事施工責任者等の承認を得ること。
  - 2 溶接、溶断作業時の対策
    - (1) 溶接、溶断等火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業等を行う場合は、作業前に湿った砂を散布等したり、周囲の可燃物の除去、不燃材料による遮熱又は難燃性のシートによる遮へい等の措置を講じること。
    - (2) 溶接、溶断等の場合は、作業中の監視及び作業後の点検を十分に行うこと。
    - (3) 消火準備を行うこと。
  - 3 火気設備器具の対策
    - (1) 火気設備器具周囲を整理、整頓すること。
    - (2) 燃料の保管、補給を明確にすること。
    - (3) 火気設備器具の点検をすること。
  - 4 電気設備等の対策
    - (1) 許容電流を超えていないこと。
    - (2) 漏電が生じるおそれのある場合は、回路に漏電遮断器等を設置すること。
  - 5 廃材等の焼却にあたっては、消火器等を準備して必ず監視人を配置すること。

別紙4 危険物品等の管理に関すること

第1 危険物品等

種類・数量	使用場所	使用期間・時間	堆積・設置方法等
○合成樹脂エナメル塗料 (第4類第3石油類) 総量90ℓ	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	・一時保管場所に保管する。 (工事現場内に不燃性の仮設の囲い) を設ける。 ・使用する場合は、使用する量を小出しにする。
○合成樹脂塗料用シンナー (第4類第2石油類) 総量20ℓ	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	
○カーペット等 20本	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	・現場内のコンクリート床面に置く。 ・高積みしない。
○壁用クロス等 30本	工事区域内	○月 ○日～ ○月 ○日	

第2 管理の方法等

- 1 危険物品等は、工事現場内には常時保管しない。保管する場合は、施錠するなど管理を徹底する。
- 2 塗料等の危険物を使用するときは、付近に火気及び火花を発生するもの等がないことを確認してから使用する。
- 3 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。
- 4 一時保管場所には、消火器を設置する。
- 5 常に整理整頓をする。
- 6 危険物使用中は、火気の使用及び喫煙は禁止する。
- 7 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。
- 8 危険物品等を貯蔵又は取り扱う場合は、事前に防火管理者及び工事施工責任者へ届出をし、承認を受ける。

解説

第1 危険物品等

工事部分等で危険物品等を使用する場合に、その種類・数量、使用場所、使用期間・時間、積み重ね・設置方法等を例示を参考にして記入します。

第2 管理の方法等

工事に伴い、危険物を使用したり、大量の可燃物を搬入する場合、次の事項に留意して、その管理方法等を定めて記入します。

- 注
- 1 工事部分等に持ち込む危険物品等は、必要最小限度の量とすること。
  - 2 危険物品の引火性又は爆発性物品は、その性状に応じ適切に管理するとともに、小分けする場合は、容器に入れて密栓し、できるだけ不燃性の保管庫等に収納して施錠するなど管理を徹底すること。
  - 3 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示すること。
  - 4 危険物の容器や高圧ポンペ等は、地震動等により転倒したり落下したりしないよう措置しておくこと。
  - 5 危険物品等を貯蔵又は取り扱う場所において、火花の発生を伴う溶接・溶断作業は行わないこと。
  - 6 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行うこと。
  - 7 危険物品等を貯蔵又は取り扱う場合は、防火管理者及び工事施工責任者等の承認を得ること。